「語り」を開く: 水俣病事件における<証言>生成 の現場から

萩原,修子 熊本学園大学

https://doi.org/10.15017/2341048

出版情報:九州人類学会報. 35, pp.13-29, 2008-07-12. Kyushu Anthropological Association

バージョン:

権利関係:

「語り」を開く ――水俣病事件における<証言>生成の現場から――

萩原 修子(熊本学園大学)

キーワード: 語り、水俣、証言、記憶、他者、出来事

目次

- I はじめに
- Ⅱ 「証言」と語りえないもの
 - 1 語りえなさの位相
 - 2 「証言」の構造
 - 3 出来事の表象不可能性
- Ⅲ 語りえなさに「寄り添う」
- Ⅳ 語りを開くために 一結びにかえて

I はじめに

「水俣に心を寄せていただいてありがとう。」(傍点引用者)

これは、当時、熊本大学の医学部におられた原田正純氏からのことばである。 私は大学院のときにはじめて水俣について学びたいと思い、医学者として水保病像について事件初期から深く関わらいの第一次訴訟を支えた水俣病研究会 いのメンバーであった原田氏に連絡をとった。一面識も、誰からの紹介もなく、突然、原田氏にお会いして話を聞きたいと突然、原田氏にお会いして話を聞きたいまいた。

忙しいから、というお断りの返信かと思っていた私は、まず「会っていただける」ということと合わせて、「心を寄せていただいてありがとう」のことばに衝撃を受けた。水俣について「一を調査する」「一を研究する」あるいは「一を支援する」などの語彙しかもたず、ファックス送信する文言にも頭を悩ませていた私にとって、「一に心を寄せる」とは、なんという言葉だろう。そのことばに受けた衝撃は

いまだに鮮烈だ。研究対象としてのある 社会問題に対して、どういうあり方で対 峙できるか。本稿で私がその一端でも考 察したいのは、この原田氏のようなかか わり「心を寄せる」というあり方である。

私は、その後、縁あって熊本に居住し、 水俣病事件に関わり続けて20に参するかけてな研究者たちと現の研究会では参加で大きるかはであるかった。現地ではあるでは、でももないが、足を多りしたが、現地では、でももないが、現地でではないがよう。これが、はいると、ないないはは、ないないという。というでは、ないないは、ないないには、ないないができないが、異の問いはないないがではないないがでは、ないないができないがないができないがないができない。

水俣病事件は、公式発見 1956 年から、 もう50年以上が経過している。1995年に は「和解」により未認定患者の政治解決が なされたはずの事件であったが、申請者 は、唯一和解しなかった関西訴訟の最高 裁判決を契機に、急激に増大し、その申 請者の数、未認定患者の問題がメディア にも頻繁に上っている³⁾。「水俣病は終わ った」とされ、人々の記憶からも過去の こととして消えかかった一つの「出来事」 が、また大きく歴史上にうねりを起こし ている。そして胎児性患者の今後、潜在 的な患者の存在、患者の高齢化の問題な ど浮上してくる問題は、これがもう50年 以上経過した事件で、過去のものとされ てきたのは、いったい何だったのかと思 わせる。今まで構成されてきたある歴史 叙述の「抗争 différend」[リオタール 1989] が現前しているようである。

この抗争を前にして、人類学の強みが、 人間が実際に生きる生活世界からその理 論を鍛え上げるという「世俗性への配慮」 [太田 1998:174] であることを意識した とき、ようやく、上述の強迫観念が具体 的な形を志向することができた。それが、 歴史叙述の抗争の最中にある現地の人々 の語りを聞き取るということであった。

今年の2月、水俣病患者として語り部であった杉本栄子さんが逝去されたりまされたが変なの語り部としての存在は非常にくないまで象徴的であった。その彼女が亡くはい事件でも、50年以上経ち、その証言もない事件を発われないことをがある。現代アラブを者で、歴史からのように表現される。

「<出来事>の記憶は、他者によって、すなわち<出来事>の外部にある者たちによって分有されなければなら言説何としても、集団的記憶、歴史の体験することなく生き残った者たちの者にあるのだから。これらの者にもなったから。これらのおじが分有されなければ、しまうでの記憶が分有されなければしまう。その<出来事>を生きた者たちのの外部では、他者の記憶の彼方、『世界』の外部に放擲され、歴史から忘却される。」[岡 2000:75]

私の基本的な危機感は岡に近い。これは、公害問題などの社会問題の証言にとどまらず、戦争などの出来事の記憶をどう継承していくかという問題系の一つでもある。ユダヤ人虐殺の記憶をめぐる「歴史家論争」がドイツでおこなわれたのは、1986年である。この「ドイツ歴史家論争」50は、そのまま証言への、記憶への修正と

して歴史修正主義の台頭でもあった。アウシュヴィッツの証言者が少なくなり、アウシュヴィッツの悲劇がそれ以後続発した世界史的悲劇と相対して語られる。 日本における戦争記憶の継承も、「歴史教科書」に見られる日本版「歴史教科書」に見られる日本版「歴史表」の登場に象徴されるように、証を主義」の少なくなったその時代における歴史叙述の実践という同一の問題系であろう。

本稿では、水俣病事件の事例をとりあげながら、ある社会問題や事件の歴史叙述や実践をめぐって、研究者や専門家、当事者をも含むさまざまな人々がの出諸司」にかかわってゆくことから見いくが、「証言」にかかわることは、その出来事の「語りえなさ」をあらず、出来事の「語りえなさ」をようでうかわるか、冒頭の原田氏のようであるが、出来事の「原田氏のようであるができる。

Ⅱ 「証言」と語りえないもの

1 語りえなさの位相

「うちの実子が夜、寝ないことなんかは みんな知らないんです。私、いま初め てお話したからですね。今でも取材の 方が来られますけど、やっぱり小さい ときから人が信じられんようなことが いっぱいあったし、取材の方も、『ご飯 ぐらい自分で食べるんでしょ』という 感じで、実子のような重症患者のこと をあまりにも知らないで来られるんで すよね。ものめずらしさで来るような 感じです。だから私は、いろいろな方 が水俣病のことを話してくれって来な さっても今までずっと断ってきました。 私がこういう所でお話するのはこれが 初めてです。それに、お話に行くとい っても実子を放って行くわけにはいき ませんもん。・・・・いろいろありました けど、私たちはどん底まで行って来ま

したから、これからはもう何にも負けることはないでしょう。でも、今日はこんなにたくさんのみなさんがお話を聞いてくださって、本当にそれだけでも私、嬉しいです。」[下田綾子講演、栗原(編)2000:41⁷

水俣における被害者たちの語りは、聞き書きや自伝、あるいは講演会におお者を当ち支援者や患者本人、研究者など支援者や思者本人、研究る。さらに、近年では杉本、さんのようないに患者として、近年では杉本さいに患者をある。記憶の経験を声によって語りの経験を声によって語りの経験をするも為されている。記憶の経承されて、現地では数は少ないながら早くたりを実践がなされ、その数はますまず増えている。。

下田綾子さんは、ここで触れている「実 子さん」の姉で、実子さんのすぐ上の姉 が最初に報告された水俣病患者であり、5 才で発病し、3年の闘病後亡くなった。当 時3才の実子さんも姉の8日後に発病し、 1962年、重症のまま退院して今に至る。 下田さん自身は、1964年頃に発病したが、 認定申請を3回棄却され、1996年、政治 決着後の総合対策医療事業の対象となる。 1987年に両親が死去したのち、ずっと実 子さんの介護をしている。引用にはない が、実子さんは食事も入浴も介助が必要 で、「43歳になりましたけど、本当に生ま れてきたばっかりのような状態」である。 ことばも発せない。「2、3日続けて眠りま すが、起きているときは3日間くらい一 睡もしない」生活をしており、下田さん や家族以外からは食事も受け付けないか ら、実子さんの今後のことを思うと、「私 が元気なうちに亡くなればいいな」とま で考えてしまうという。

水俣病の証言には、彼女のように、今 まで語れなかったが、やっと語れた、と いう語りもある。しかし、いまだに沈黙 を守っている人、あるいは語らないまま に亡くなった方々、現在、「実子さん」の ように、語ろうにも、発話あるいは表現 の困難な、「語られない」ままの語りこそ が、おそらく水俣の経験の中心部にある。 その空白地帯こそが20万とも想定される 被害者の大部分を占めるのだろう。

語られない証言がほとんどである一方で、語ったとしても出来事は十全に語り尽くせない。

「<出来事>が言葉で再現されるなら、必ずや、再現された『現実』の外部にこぼれ落ちる<出来事>の余剰があること、<出来事>とはつねにその過剰さをはらみもっておく出来事>ただろうか。そして、といっただろうか。そして、それについなかったがろうか。」「岡 2000:76〕

ここにある「語りえなさ」=表象不可能性は、岡によってかなり抽象的に書かれているが、重要な複数の位相が重ななり、重要ないながら混在している。一つは、一つは、重要ないことがある。一つは、「証言」を生きる所である。水俣にあるできない。とかである。本俣にあるないで見てみよう。

2 「証言」の構造

「<出来事>を体験し、その<出来事>の内部にいたがゆえに、<出来事>の暴力を現在なお生き続けているがゆえに、それについて語り得ない者たちがいる。あるいは、虐殺という<出来事>のように、その暴力をその身で十全に体験した者、すなわち死者は、死者であるがゆえにもはや、自らが被ったその暴力、その<出来事>について証言することはできない。」[岡 2000:77]

出来事の内部からの語りえなさは岡に よってこのように表現されるが、たとえ ば、アウシュヴィッツにおける出来事を 語る高橋哲哉によっては次のように表現 される。

「出来事の核心を物語りうるのは出来 事の核心にいた者だけだろう。ところ がこの出来事は、出来事の核心にいた 者がまさに核心にいたからこそ物語る 能力を失ってしまう、そういう出来事 なのである。」[高橋 1995:26]

これは、虐殺による死者が語れないこと、生き残ったものについても語ることが徹底的に困難であるといういくのもえば、生き残りの証人たちのインタヴューはよるクロード・ランズマン Lanzmann, C. 監督の映画『ショアー』⁹⁾が示すのは、まさにそのことである。絶滅収容所からおさに帰還したが、長らく沈黙していた一人の証人が、ぽつりぽつりとつぶやく。

「ことばで表現することなど誰にもできません。・・・誰ひとりそれを理解することはできません。わたしだっていま、ここにいてさえ・・・。いま自分がここにいることが信じられないのです。ええ、ほんとうにまったく信じることができないのです。」 [映画『ショアー』1985]

出来事のさなかから語れないということを、映画『ショアー』の批評で、ショシャナ・フェルマン Felman, S. は「出来事の暴力を生きる内部の人たちは声がない」という端的な表現によって記している。

「死の内部から証言することが不可能 であるのと同じ意味において、他者性 の内部から証言すること、秘密の保持 の内部から、記憶喪失の内部から、ま た避けようもない自己欺瞞という錯覚 の内部から証言することは、実際のところ不可能である。内部から証言することが不可能なのは、内部には声がないからであり、これこそがこの映画がわれわれに伝達し理解させようとしていることである。そのただなかからは、内部は理解不可能であり、それ自身にとっても現前してはいないのだ。」[フェルマン1995:61]

反対に、アウシュヴィッツ帰還後、すぐにその「証言」をはじめたイタリアのプリーモ・レーヴィ Levi, P. 100 は、語り続けながら、証言することの不可能性を語る。それは、「私たち生き残りは真の証人ではない」という、ある「パラドックス」である。

「真の証人とは私たち生き残りではない。これは不都合な考えだが、他人の回想録を読んだり、年月を置いて自分のものを読み直して、少しずつ自覚したのである。私たち生き残りは数が少ないだけでなく、異例の少数者なのだ。私たちは背信や能力や幸運によって、底にまで落ちなかったものたちである。」[レーヴィ 2000:93]

「底にまで落ちなかったもの」であるレ ーヴィは、真の証人ではない。真の証 人とは、「底まで落ちてしまったもの」 =「回教徒 (ムーゼルマン Muselmann)」 ¹¹⁾と呼ばれる一群の人々であった。「回 教徒」とは、あまりの過酷な状況から 短期間のうちに心身ともに疲労し衰弱 していったため、人間的なものと非人 間的なものとのあいだの区別がつかな くなってしまうような閾に落ち込んで しまった人々である「上村 2001:241」。 彼らに関しては、生き残り証言者たち から、次のように表現されている。「餓 死と衰弱死に直面し、非精神化にとど まらず、文字どおり非人間化した者た ちのもとにあって精神の有効性など無 意味きわまることであった。収容所の

言葉で『ムーゼルマン』とよばれる人々がいた。自分を捨て、仲間からも捨てられた人々だった。彼らはもはや,善と悪、高貴さと卑しさ、精神と野蛮とが対峙するような意識の場をもっていなかった。よろよろと歩く死体であり、肉体機能の一束が最後の痙攣をしているにすぎなかった。」[アメリー1984:19-20]

レーヴィによれば、この「回教徒」こ そが、完全な証言者なのである。

「底まで落ちたものは、メドゥーサの顔 を見たものは、語ろうにも戻って来ら れなかったか、戻って来ても口を閉ざ していた。だが彼らが『回教徒』、溺れ たものたち、完全な証人であった。彼 らの証言が総合的な意味をもつはずで あった。彼らこそが規準であり、私た ちは例外であった。・・・・私たち幸運に 恵まれたものは、多少の差こそあれ、 知恵をふり絞って、私たちの運命だけ でなく、他のものたちの、まさに溺れ たものたちの運命を語ろうと努めてき た。しかしそれは、『第三者の』話、自 分で経験したことではなく、近くで見 聞きしたことの話であった。最終段階 まで行われた破壊、その完成された仕 事についてはだれも語っていない。そ れは死者が帰って来て語らないのと同 じである。溺れたものたちは、もし紙 とペンを持っていたとしても、何も書 かなかっただろう。なぜなら彼らの死 は、肉体的な死よりも前に始まってい たからだ。彼らは死ぬ何週間も、何ヵ 月も前に、観察し、記憶し、比べて計 り、表現する能力を失っていた。だか ら私たちが彼らの代わりに、代理とし て話すのだ。」[レーヴィ 2000:93-94]

たとえば、先にみた下田綾子さんのような水俣で生き残った人たちの証言がレーヴィ自身と重なるが、自らも出来事における極限の経験を経てきたのであるから、当然、証人だと考えられよう。しかし、レーヴィによれば、被害や差別の極

限でそれを語ることもなく亡くなった多くの被害者たち=「底まで落ちたもの」こそが、真の証人であるという。どちとも出来事の経験を証言するのだからいらいるかのように見える。しかしないるかのように見える。しかしないです。といるものという。というの構造にならうと、ここが見出されるのだ。それはる重要な要素が見出さいに必要な姿勢がそこに示される。

アガンベンは、ラテン語の「証人」を 示す3つのことば ¹²⁾のなかで、アウクト ル auctor に注目する。不十分なところを 補い、能力が欠如しているものに能力を 授けるこの行為こそが「証言」であり、 それがゆえに証言は本質的な二元性を秘 めているという。単独で効力をもってい るとうぬぼれているようなアウクトルの 行為には、なんの意味もない。それは、 生き残りの証言が証言できない者の存在 理由を補完するにいたってはじめて真理 と存在理由をもつにいたるのと同様であ り「アガンベン 2001:202-203」、かれら のために証言する責務を引き受ける者は、 自分が証言するのは証言することの不可 能性のためでなければならないことを知 っている「アガンベン 2001:42]。

とすれば、証言の主体とは、だれなの だろうか。一見したところでは、生き残 った者が、底まで落ちてしまった回教徒 について証言していると見えるかもしれ ない。しかし、生き残った者が証言する のは回教徒のためであれば、代理を委託 された者の行為を委託する者に帰属する という法律の原理にしたがって、回教徒 こそが証言していることになる。つまり、 証言の所有者はすでにいないということ であり、証言するということは、あるも のは底まで行って、完全に脱主体化し、 声を失ってしまい、あるものは主体化し て、語るべきものはなにもないにもかか わらず話すという、めまぐるしい運動に 入ることを意味する。その地帯では主体 の位置を割り当てることは不可能なので あり、いかなる証言も主体化の流れと脱 主体化の流れが休みなくたどるプロセスもしくは諸力の場であるということになる「アガンベン 2001:163-164」。

こうして、「生き残って証言する者と回教徒は分離不可能であり、両者の差異をともなった統合のみが証言を構成するのである。」[アガンベン 2001:203]

水俣において、たとえば、先の下田さんは語ることのできない「実子さん」のためにあり、それ以前に幼くして立言をったを実するがのために、その証言のがある。できる。、本保病」という方で、「水俣病者がいる。「水俣病者の方にである。「水俣病者の方にでのようにでかられた水俣病者の語りは、野ほとのでで、死者と未生の者のでで、死者と未生の者のでで、死者と未生の者のように語りたかったのか。」「栗原 2000:4]

ここで明示されることは、「証言」とは、 特定の主体を超えたものであって、主体 と脱主体の絶え間ない流れのなかで、そ の共有された責任において語るというこ とである。しかも、そもそも語りえない という自覚のもとに、語ることである。 「証言するとは、たんに語ることではなく、 自分と自分の物語を他の人々にたいして コミットさせることであり、歴史にたい して、ある出来事の真実にたいして、そ して普遍的(非個人的)な妥当性と帰結 をもつことによって定義上個人を超えて いるようなことがらにたいして -発言す ることにおいて- 責任を負うことなの である。」「フェルマン 1995:11]。歴史生 成の現場で「証言」にかかわることを自 覚することは、途方もなく重い仕事であ る。こうした証言にかかわることの地平 は、いわば「責任を負うこと」への関与 なのである。

3 出来事の表象不可能性

こうして証言が、アウクトルとして語りえなさを自覚した上で語られるととき、出来事にはそもそも語られるとされるとまない会類があるる。といる、十全にが他者に伝えられるとう理解されるか。出来事を表象するされるとはでいるとはでいうと「領有」することはできるのだろうか「岡 2000」。

これは、人類学における他者表象をめ ぐるなじみ深い問いでもある。出来事そ のものの表象不可能性は、内田が指摘し ているようにレヴィナス Lévinas, E. ら によって1950年代から定式化された。「< によって1950年代から定式化された。「 といるようにレヴィナス Lévinas, E. ら によって1950年代から定式化された。「 といるようにしなれたときに、その本 質的な<他者性>を失って、<既知>の、 無害で、なじみ深く、馴致された<経験 >に縮減される。しかし、私たちは言語によって、といるとは、どのようにして< できない。では、どのようにしてとなした。 できない。では>を毀損することなけてきるのか。」 [内田 2003:226]。

レヴィナスは、人間の知(le savoir) あるいは観想(la théorie)が「他な るもの (1'autre) | を第三項の媒介 (概 念など)によって、「同なるもの(le même)」のうちに還元してきたこととし て、西洋哲学を支配してきた「全体性(la totalité)」の概念を批判する。「全体 性」が、「他なるもの」の他者性を毀損し、 還元することで、「同なるもの」へと飲み 込んできたこと、それが人間の知あるい は観想である。「認識(La connaissance) とは、こうして、その ような同一性を展開することである。認 識は自由なのである。至高の理性はじぶ ん自身しか認識せず、他のなにものも理 性を制御することがないと言われるから には、理性が最終的には一箇の自由のあ らわれであり、他なるものを中立化して、 それを包括するということもなんら驚く

べきことではない。<他なるもの>が中立化されて(la neutralisation de l'Autre)、主題あるいは対象(thème ou objet)となり、あらわれるということ、ことばを換えるなら明るみのなかに置かれること、これこそ<他>が<同>に還元されるということにほかならない。」[レヴィナス 2005(1971):63] 13)

この「他なるもの」が、他者性を失っ て「同なるもの」に環元されていくときの、 その存在了解(存在の知解 l'intelligence de l'être)を保証 する中立的な媒介項 (intermédiaires) が、西洋哲学にお ける「概念」、あるいは「感覚作用」とよ ぶことができる。「外部的で疎遠な存在が 媒介項に引きわたされるためには、どこ かで大きな『裏切り』がおこらなければ ならない。ものについていえば、ものは 概念化されるときいわば降伏することに なる。人間については、この降伏は恐怖 によっておこりうる。恐怖は、自由な人 間を他の人間による支配のもとに置く。 ものにかんしては、個体(これがただひ とつ現実に存在するものである)をその 個体性(individualié) においてでは なく、その一般性(généralité)にあっ てとらえるところに、存在論の仕事があ る(ちなみに、一般性についてだけ学 science が存在するのである)。<他な るもの>との関係が一般性においてなり たつのは、ただ第三項をかいすることに よってだけである。その第三項を、私は 私のうちに発見することになる。」[レヴ ィナス 2005(1971):64]。

認識は、どこまでいっても全き他者性をも、私の思考のうちの一般性に還元してしまうしかない。他なるものを毀損せずには、他なるものを了解できないこで、「全体性」に決して包まれることのない「無限(1'infini)」の概念を思うするが、そこで鍵となるのが「他者のある。本稿の関心に沿ってレヴィナしてを読むと、その「同なるもの」に決して服し得ない他者のその顔と向き合ったと

き、その他者を迎え入れるときに、他者 によって問いただされることとして、立 ち上がるものが「倫理」である。

「<同>を問いただすことは、<同>のエ ゴイスティックな自発性によってはおこ りえない。それは<他>によってなされ るのである。<他者>の現前によって私 の自発性がこのように問いただされるこ とが、倫理と呼ばれる。<他者>の異邦 性(1'étrangeté d'Autrui)ー(私)に、 私の思考と所有にく他者>が還元されえ ないということ- が、まさに私の自発性 が問いただされることとして、倫理とし て成就される。形而上学、超越、<同> によって<他>が迎えいれられること、 つまり《私》が<他者>を迎えいれるこ とは、具体的には、<他>によって<同 >が問いただされることとして、言い換 えるなら倫理として生起する。」「レヴィ ナス 2005(1971):61-627

レヴィナスにならえば、他なるものを 毀損しないあり方でのかかわり=「他者 を迎え入れること(1'accueil de 1'Autre par le Même)」は、「他者に よって問いただされる(la mise en question du Même par 1'Autre)」 =「倫理(1'éthique)」として生起する。 他者論でよく参照されるこの言葉には、 ある種の手垢のつきすぎた違和感がある かもしれない。しかしながら、「一般性に ついてだけ存在する学」を乗り越えたあり方を志向するために、私は敢えてこの 言葉を手がかりに、「語りえなさ」と対峙 する場を読み解きたい。

Ⅲ 語りえなさに「寄り添う」

冒頭の原田氏のことばに立ち返ろう。「水俣に心を寄せていただいてありがとう」(傍点引用者)。こうした語彙は、現地に何度か足を運んだり、支援者の方々と話をするにつれ、私が衝撃を受けるほどの珍しいものではないことがわかってきた。

大阪で支援活動をしている大阪市立大 学の山中由紀さんは大阪の患者たちの近 況報告のメールの締めくくりに「これか らも彼女たち (ふたりの患者さん) に寄 う、、、、 う添っていきます。」(傍点引用者)と記 す。彼女は関西の患者たちの聞き書きを 行い、2冊にその成果をまとめている140。 また、専門の違いを超えた研究者、患者、 支援者や関心のある者ならだれでもが集 う「水俣病事件研究交流集会」の会場に おいていつも見られるのは、現地で30年 以上支援を続けている支援者の伊東紀美 代さんで、文字通り、胎児性患者の女性 に寄り添っている姿である。伊東紀美代 さんは彼女ら患者に代わって申請書類を 書き、そのほか文書を作成し、「黒子のよ うに」彼らに寄り添って生活してきた。 ある患者の親は、支援者としてやってき た彼女が、娘のこぼしたご飯粒をじぶん の口に入れるところをみて、この人は信 頼できると思った、というエピソードが ある¹⁵⁾。

また、『苦海浄土』の著作によって水俣病事件を全国に知らしめた石牟礼道子石 んについて、患者の緒方正人さん 160 は「石牟礼さんは水俣病に深いかかわりをもれさんは水俣病に深いかかわりをもて、患者に寄り添うような形で四十年点くこられました。」[緒方 2006:66] (傍、支援者としての働きを一面では持ってはまが、どちらかといえば『同行の縁者』というか、そのような存在ではなかったのかなと思っております。」[緒方 2006:68] と表現する。

こうした語彙は、現地では特別な語彙ではない。水俣病センター相思社 ¹⁷⁾に相思社 (編) 2002-2006]、水俣病市民会議の海から』[水俣病市民会議の本勉さん ¹⁸⁾による『水銀 (みずがね)』[本 (編) 2004] など、現地で紡ぎだやね、る聞き書き集があるが、聞き手をったちにも、「語らなった方々である。患者たちに特にあった方々である。患さい、「語りでもなく、「語りでもなく、「語りでもなく、「語りでもなく、「でもなく、「語りである。」という形での現場での実践が考えに長いことなされている。つまり、考え

てみればごく当然のことであるが、とも に長い間「生活」しているのであり、生 活の中で対話を通して、当事者たちの語 りを聞いているのである。

さきほどのレヴィナスに依拠すれば、 「認識」の「対象」とすることこそが、他 なるものの他性を毀損して還元してしま うのである。「存在論的に認識するとは、 それによってその存在者がここにあるこ の存在者、ここにあるこの疎遠な存在者 となることがらをとらえるのではなく、 存在者がそれによっていわばなんらかの しかたでじぶんを裏切って、みずからを 引きわたしてしまうものを、対峙した「対 - 象 と し て の 〕 存 在 者 (1'étant affronté) のうちで不意にとらえるこ とである。存在者は自己を喪失して現象 するその地平において、与えられ、把持 されることで概念となるのである。認識 するとはかくて、無から出発して存在を とらえること、あるいは存在を無に連れ もどすこと、存在からその他性を剥奪す ることに帰着してしまう。」「レヴィナス 2005(1971):63] そうだとすれば、社会 問題の研究「対象」としての語彙が、構 诰的にサバルタンを生みだしているので はないか。

さらに、そのサバルタンへのかかわりの実践として、スピヴァク Spivak, G. C. のいう "unlearn" ¹⁹⁾ (学び取ったことをわざと忘れてみる=そこから学ぶ) [スピヴァク 1998:74] も、じつは、具体的に水俣では早くから実践されてきた。

「私を水俣にひきつけて離してくれなかったのは、患者のお母さんたちとでも。お母さんたちから叱られたことがすね。そのことで私は目がさみだられたことにがまだ胎児性と認められていなかったち頃、ある家の廊で兄弟が二人を障害児にたんですね。そこでそれをみといたんですね。そこでそれをみといったら、『お兄ちゃんは水俣病だけど、

下の子は水俣病じゃない』といわれるから、『どうして』と聞いてしまったんです。そしたら、『どうしててありますか。先生たちがそういっているではないですか』って怒られちゃったんですね。」[原田 2004a:19]

当時の定説によれば、胎盤は毒物を通さないので、生後すぐに、つまり魚を食べる前に発病したのは「脳性小児マヒであって水俣病じゃない」。

しかし、母親たちはそれを信じず、自 分の食べた水銀を胎内の子が吸い取った に違いないと思っていたし、事実、母親 たちの症状は比較的軽かった。その母親 たちの確信が、原田氏ら専門家を動かし、 胎盤もまた汚染されるという医学の常識 を覆す発見=胎児性患者の発見につなが ったのである。また、

「ちょっとショックだったのは、『もうさんざん先生達から診てもらった、いろいろ治療もした。でも治らなかった。もう治らんとだけんいい』と言われた時です。・・・治らない病気を前にした時、医師と患者は一体どういう関係をもてるのか。それが、私の医学の原点になっていくわけです。」[原田2006:83]

さらに、緒方正人さんによって「同行の縁者」と言われた石牟礼道子さんの表現にも、レヴィナスが指摘した西洋哲学

の陥穽の乗り越えが見いだされる。彼女は文学者であるため、その表現形態はむ ろん学問のことばとは異なるが、それが ゆえに、医学者である原田氏に大きな示 唆を与えた。

裁判を支援するために研究者らでつく った「水俣病研究会」でのことである。 そのころ、チッソは患者に番号を付け、 患者の症状を報告書に載せていた箇所が あった。「それに対して道子さんは大変怒 って患者の状態をその報告と対比させて 書いています。」「原田 2006:95] 浜元二 徳さん²⁰⁾について、チッソの報告書には 「健康。 扇興運輸勤務。 現在, 南九州自 動車学校在学中」と書かれていたのに対 し、道子さんは「死線を乗り越えて生き 残り、言語に絶する不自由な余生を生き 延びようとして努力している姿は、人間 なら涙なしには見られない。文字通り歩 行不能の彼は、ぎくしゃくの身体を操っ てオートバイに乗る姿の危険さは、一目 見れば容易に観察されることであろう」 「原田 2006:96] と書く。チッソの報告書 で描かれた人物とはまるで別人である。

また、石牟礼道子さんの『苦海浄十』 にある患者さんの描写について「道子さ んの文章というのは、昔のドクターたち が患者を観察して具体的に書いたように 書いてあるのです。これを読むと、どう いう状態かとわかる。それを『パーキン ソン』とか『歩行障害』あるいは『運動 失調』と一言で言ってしまったら見えな くなってしまいます。それで、私はこの 作品を読んで感動したのです。…こうい うことを書くためには、鋭い観察力と洞 察力、それからやはり相手に対する優し さです。それがなければ書けません。だ から、逆にこういうのを読んで、どうし て私たちはつまらない診断書を書いてい るのだろう、と思いました。ただ一言『運 動失調』と書いてしまいます。だけど、 そんなことでは、この人の症状は決して 表現できない。何か原点に帰ったような 思いで、この『苦海浄土』を読みました。」

[原田 2006:92]

学問が理論として「ことば」獲得したときに、削ぎ落とされるものが多くある。さきにみたレヴィナスのことばにもあったように、他者を表象しようとで捉えたとったとでにこぼしてしまうもの、それがあるてもにこぼしてようもの、それが数多く見えてる。石牟礼道氏の気づきに、レヴィナスので割識の暴力性が自覚化され、そして、"unlearn"の具体的実践が見いだされるのである。

一般性を捉える学問が「学」であるが ゆえにはまってきた陥穽は、社会問題の 現場でこそ、すでに超克の糸口が示され ていたのではないか。

Ⅳ 語りを開くために 一結びにかえて

出来事の暴力の中にあるものは、語り えない。しかしながら、そこから、語り えなさを自覚しつつ、苦渋に満ちながら も開かれた語りがあったからこそ、水俣 病事件は被害者の救済に向けて動いてき た。その詳細な分析はここではおくとし て、多くの患者・支援者の証言を通して 事件は今のうねりへと連なってきたので ある。

たとえば、公害認定まで、さまざまな 理由から²¹⁾沈黙を余儀なくされてきた被 害者たちは、それでも患者掘り起こしを した川本輝夫さん²²⁾や緒方正人さんらの 運動によって、申請や裁判に向けて声を あげることになった。石牟礼道子さんの 『苦海浄土』やその他の作品、水俣病事 件の「同行の縁者」としての実践や表現、

「告発の会」²³⁾による強力でゆるやかな 支援者の形成など、初期から沈黙の語り を開き、それを行政や周囲の人々に届け ようとしてきた。

語りを開くためには、どうしたらいいのだろう。そのためには、たとえば上述の運動の、表現の分析が必要であるが、本稿では、「語りに寄り添う」、「語りを開く」ために、語りを「聞く耳」をもつことに触れて結びとしたい。

「・・水俣病の世界の内側からの肉声の証言は聞こえてこなかった。水俣病者は、自らを語り得ぬ者、サバルタン(服従者)と見なされてきた。しかし、水俣病者は口ごもりながら、そして時に沈黙の中にさえ、語ってきたのであり、市民社会が人間の声を聞く耳をもたなかったのではないか。」[栗原 2000:7](傍点引用者)

「思い起こすことさえ苦痛を伴うような被害の記憶は、語られ方と、それを聞く耳の存在によって初めて『現実』として浮かび上がるものであって、そこに誰が見ても否定しようのない『事実』としてあるがままに存在しているわけではないということは、ホローされたの場合でも確かめることがある。」「上野 1998:173〕(傍点引用者)

というように、語りが開かれるために、 届けようとするその声に耳をすませるこ とが必要なのかもしれない。

「『チッソってどなたさんですか』と尋ねても、決して『私がチッソです』という人はいないし、国を訪ねて行っても『私が国です』という人はいないわけです。・・・その中心が見えない。・・・チッソから本当の詫びの言葉をついに聞くこともなかったわけです。」「緒方正人講演、栗原(編) 2000:188

これは、水俣が運動の初期から突きつけて来た「人間として相対して謝れ」という語 [栗原 2000:18] の届かない虚着が高いる。被害者運動の行されないる。被害者でしか示されずるという形のの謝罪は望めたが、補償金という形のの謝罪は望めた。するとなるというのでは実現できる場合とした障壁を感じた。「相対」する対話を試みる患者たちの実践は、川本輝夫さ

んらによるチッソ社長との直接交渉によっても現れている²⁴。

「ことばはじつは、一人が一人に語りかけるものだと私は考えます。ことばがうしなわれるということはとりもなおさず、一人が一人へ呼びかける手段をうしなうことだと考えます。」[石原1974:49-50]

なにゆえ語れないか、語りえないか。 それはこれまで見てきたように、出来事 の暴力のさなかで、声はなく、証言は空 白だからである。その具体的な種々の理 由を超えて、証言をアウクトルとして補 完する語りも、その届く先が失われれば、 あるいはそもそもそこに聞く耳がなけれ ば、語りは開かれない。シベリアの強制 収容所から8年を経て帰還した石原吉郎 25)によれば、言葉を発しても聞き入れる 先がない場合、聞き取ってもらっても、 その意味が拡散し、消失してしまうよう な場合、人は自分を守るために沈黙を課 するという。それが意識されるか否かに かかわらず、語りの開かれる場とは聞く 耳のある場ということになるだろう。聞 く耳のある場、それは、岡の表現を借り れば、出来事の記憶を「分有」できる場 と言い換えられるかもしれない。

とうにつらかった水俣病でしたけれども、水俣病のおかげで私は、人としての生活が取り戻せたように思います。」 [杉 本 栄 子 講 演 、 栗 原 (編)2000:145-146](傍点引用者)

語り部だった漁師の杉本栄子さんは、 行政が「もやいなおし事業」²⁶⁾と銘打つ 以前から、少数の聞く耳のある場へ向かって語り続けていた。彼女や緒方正人さんのような、語り続けてきた人たちの声を聞く耳をもった場が、原田氏や今も関わり続けている方々が共有する場であり、その場によって「水俣」は現在へと開かれてきた²⁷⁾。

これまで何度も参照してきた、出来事の記憶の「分有」を志向する岡は、その可能性としてルネ・シェール Schérer, R. に引用されているジャン・ジュネの事例を引いて「他者の呼びかけの声にその無能さと受動性において応答するものにほかならない」[岡 2000:98] と帰結する。私が叙述してきた「聞く耳をもつ場」とは、岡のいう「無能さと受動性において応答する」に呼応するが、むしろシェールに立ち返って次のように言い換えたい。

「証言するとは何をいうのか。純粋な傍観者となることではない。それは、共に生きることだ。観察するのではなく、分かち合うことだ。歴史が決定される高みに立つのではなく、歴史が耐えられている低さに身をおくこと、現に生きる行為といるような、そうした低とりをおくこと。」[シェール1996:217-218]

いまだ抽象的にすぎるが、「観察することではなく、分かち合うことであり、現に生きる行為そのもの」ということばに、これまで見てきた水俣での語りの実践を要約できよう。

原田氏や、水俣を撮り続けている映画 監督の土本典昭氏²⁸⁾らのことばをここに 合わせて記したい。「なぜ水俣に関わり続けるのか」の問いに、原田氏は、

「私は、水俣でおこっていたことを、その現場にいって見てしまったのである。 …見てしまうと、そこになにか責任みたいな関係ができてしまう。見てしまった責任を果たすように、天の声は私に要請する。そして、なぜこのようなことになるのか、何が問題なのか、知りたいと思った。」[原田 1989:2](傍点引用者)。

土本典昭氏は、

「実は見たという一言がやはり私にとって決定的であり、一回性のもつ不可逆の出遭いであったことにつきるのである。」「土本 1988: 295-296]

「私は水俣の地ごろではなく、映画プロパーのよそ者である。漁民とは無縁に生きた人間であり、都市生活者として、村にあったような共同体的共鳴板はもっていない。その私がどう写した相手との関係に責任をもつべきか。あれこれ思案しても所詮、そのかかわりを私の側から守りつづけ、その人の生活をみつめつづけ、ともに難儀を分ちあうことしかないのである。」[土本1988:291]

という。

新潟水俣病の研究のため、産児制限を体験した女性たちの聞き取りをしている助産師の浦崎貞子さんも「(博士論文が完成しても)これからもずっと会いにいきますよ。だって知ってしまいましたからねえ」と語る。これらは、関わり続けてきた多くの人々からも共通して聞かれる言葉である。

再びレヴィナスにかえれば、他者を迎え入れることは、他者の異邦性、すなわち私の思考と所有に還元されない他者性が、私に私の自明性を問いただすこととして、それが倫理として生起する[レヴ

ィナス 2005(1971):62]。

「倫理、それはあなたにとって異邦人であり、あなたに関係ない他者が、あなたの利害にかかわる秩序にもあなたの感情にかかわる秩序にも属さない他者が、それにもかかわらずなお、あなたに関係する身の処し方をいかわるのです。他者の他者性があなたにかかわるのです。それは対象が知によかかおるのです。それは対象が知によれるような認識の秩序(それは諸存在者との関係の唯一の様態とみなされていますが)とは別の秩序に属する関係です。」[レヴィナス1991:121〕

原田氏や十本氏らの「見てしまった青 任」と、本稿の冒頭に述べた私自身の「私 はここで何ができるだろう」という強迫 めいた観念も含めて、じつはこの「見て しまった」「知ってしまった」ことによっ て生起した認識の秩序には属さない関係 としての「倫理」なのかもしれない。と すれば、水俣の出来事の記憶を「分有す る」ことは、水俣という出来事の磁場で 生起する「倫理」を、それぞれの場にお いて分かち合って生きるということかも しれない。「倫理的関係のうちに置かれた とき、他の人間は他のものにとどまりま す。そこにおいては、他者とあなたを倫 理的に結びつけるのは、まさしく他人の 異和感であり、こう言ってよければその 『異邦人性』(étrangereté) なのです。 これは平凡なことです。」[レヴィナス 1991:121

つまり、その「異邦人性」が他者を永遠に他者たらしめ、認識の対象としてかってきないものとするのである。だからこそ、「つきあいつづけ」「みつめつづけ」「ともに難儀を分かちあう」のであろう。これはまた、レヴィナスが「序文のことば」を指して言っている「ことば」ののよいで、通じる。序文は著書そのものに、こと著者のあいだに築かれる障で、読者と著者のあいだに築かれる障を穿とうとするもので、それがゆえに、

理解されづらいものを、「儀礼ぬきに語りなおしつづけることに、ことばの本質がある」[レヴィナス 2005 (1971):34]。すなわち、認識の対象としての語彙である「理解」や「了解」の陥穽から抜け出るためには、他者の他者性と対話しつづける、ここで得られるひとつの可能性ではないだろうか。それが、語られない語りをも開いていく可能性につながるのではないか。

新雄

本稿の出発点である原田正純先生には、 当時の水俣病研究会の経緯など、細かな 質問まで丁寧にご教示いただいた。あわ せて、水俣で聞き取りをさせてくださっ た伊東紀美代さんやその他多くの方々に は、たくさんのご示唆をいただいた。心 から感謝いたします。

註)

- 1) 水俣病研究会は、1969 年、第一次訴訟支援 のために作家の石牟礼道子さんの呼びかけ で、法学者の富樫貞夫氏、社会学者の丸山 定巳氏ら熊本大学の研究者やチッソ第一組 合の岡本達明氏(岡本 [1989-1990、2001] などの著書がある)、ジャーナリストの宮沢 信雄氏(宮沢 [1997] の著作がある)、高校 教師の本田啓吉氏(「告発の会」代表、注23 参照)らを中心につくられた。原田氏は、 医学の立場から研究会に参加した。
- ²⁾ たとえば、「水俣病事件研究会」は、1996 年に新潟で開催されてから、年に1度定期 的に開催されてきた。発起人=世話人は、 原田正純氏、坂東克彦氏(元新潟水俣病弁 護団長)、岡本達明氏、宇井純氏(東大で公 開自主講座「公害原論」を主宰し、字井 「1968] など多数の著書がある) らであり、 研究者にかぎらない関心のある者たちの交 流の場である。第10回大会を機に、世話人 たちの申し出により事件研究会を終了する ことになった。しかし翌年から、「水俣病事 件研究交流集会」と名称を改め、それまで 固定していなかった事務局を熊本学園大学 水俣学研究センターとして、継続すること になった。2008年の研究集会は水俣で2日 にわたって行われ、医学、法学、社会学、 哲学などさまざまな分野の研究者や患者、

- 報道関係者、現地市民など全国から 100 名ほどの参加があった。また、私の所属する熊本学園大学は 2002 年から原田氏によって「水俣学」が構想され、水俣学研究センターが設置された。これにより、多くの研究会に参加する機会を得てきた。
- 3) 1995年の政治決着では、未認定患者に対し て、一時金 260 万円 (本人申請で 1 万 350 人余りが対象)で和解が成立した。和解を 拒否した関西訴訟原告団は訴訟を続け、 2001年4月に控訴審判決で、高裁レベルで 初の行政責任が認められた。2004年の最高 裁判決で、国・県の行政責任が確定し、こ れまでの認定審査会の判断基準(通称「52 年判断基準」と呼ばれ、今では医学的根拠 がないされる基準) も退けられた。2005年 には急激に申請者が増大し、熊本・鹿児島 合わせて3000 件近くの申請があった。その 後も増大しつづけ、2007年6月には1万人 を超えている。認定審査会は長らく開かれ ていなかったが、2007年から行政の支持す る52年判断基準で審査会を再開している。 現在も与党プロジェクトチームで、未認定 患者救済のための第2の政治決着目指して 動きだしているが、難航している。
- *) 杉本栄子さんは、1938年生まれで、水俣の 茂道で網元の娘として育つ。1959年頃発病 し、69年、水俣病裁判の原告家族として提 訴し、1974年に認定される。1978年には支 援者と地元で反農薬水俣袋地区生産者連合 を結成する。奇跡的な回復力で1980年には 漁業を再開し、1994年に、患者・有志で「本 願の会」を発足。本願の会とは、「水俣病を 生き残ってきた証を後世に呼びかける事業 をはじめたい」(石牟礼道子さん)の趣旨で 始められ、埋め立て地に魂石でつた地 蔵を置くことを目指している。『魂うつれ』 という季刊誌がある。
- 5) ドイツ歴史家論争は、旧西ドイツにおいて 1986 年『ツァイト』紙に掲載されたハーバ ーマスの文章をきっかけに、論壇だけでな く、政治家や経済人、一般市民をも巻き込 んだ論争である。三島憲一によれば、ナチ スの犯罪を多少とも相対化し、ドイツ国民 の誇りを維持する修正主義者たち(ハーバ ーマスの論敵)は、議論の水準では破れて も、一般市民の日常的な意識の中での支持 が多かった [三島 1995:247-250]。
- ⁶⁾ 高橋 [2001] に整理されている。

- " この講演は、1996年に東京・品川で開催された「水俣・東京展」(主宰・同展実行委員会)での10名の水俣病患者による全公演を採録し、その後、栗原によって補足・構成されたものである[栗原(編)2000]。以下、本文中に緒方正人氏、杉本栄子さんの講演を引用している箇所は、[緒方正人講演、栗原(編)2000]のように、表記している。
- 8) 萩原修子 [2004] に、水俣におけるライフ ヒストリーの分類を例示している。
- 9 『ショアーShoah』(1985 年・フランス) は、フランンスの哲学者でもあるクロード・ランズマン Lanzmann, C. 監督によるドキュメンタリーで、絶滅収容所の生き残りたちの証言によってのみ構成される 9 時間もの作品である。ランズマン監督は、8 年半かけて証言者たちにインタビューを重ね、5 年半かけて編集したとされる。日本では 1997 年に公開され、衝撃を与えた。
- 10) レーヴィ Levi, P. (1919-1987) は、イタリアのユダヤ人家庭に生まれた化学者・作家。ナチスのレジスタンス活動中に捉えられ、アウシュヴィッツ強制収容所に送られるが、1945 年 1 月に解放され、その体験をつづった『これが人間か』(1947)(邦訳『アウシュヴィッツは終わらない』[レーヴィ1980])を発表し、以後『溺れる者と救われるもの』[レーヴィ2000] など作品を発表。講演活動など積極的に「証言」を行っていた。1987 年に投身自殺。
 - 11) 彼らが「回教徒」とよばれていたのは、 虚脱状態にあって、機械的な所作が回教徒 の礼拝の姿に似ているということや、運命 の受け入れ方が回教徒のそれと似ている ということであったようだ [上村 2001: 241]。
- 12) 「証人」を示す3つの語とは以下のとおりである。"testis"(二人の主体のあいだの係争に第三者として立ち会うという意味での証人)、"superstes"(ある体験を徹底的に生き抜き、その体験を越えて生き残り、したがってその体験を他人に報告することができるもの)、そして、"auctor"(その者の証言が、その者よりも先にあって、その実在と効力が認可もしくは確証されなければならないものを一事実であれ事物であれ言葉であれーつねに前提としているという意味での証人)である[アガンベン2001:202]。
- 13) 引用は邦訳頁にしたがっているが、訳語は

- 一部変えている箇所がある。
- 14) 山中由紀さんは大阪市立大学自主講座で 関西訴訟の患者たちと知り合い、以後、聞 き取りや支援活動を行っている。聞き書き は『水俣まんだら』、『新・水俣まんだら』 に木野茂氏との共著でまとめられている [木野・山中 1996、2001]。環境・いのちに 関する HP を運営している。
- 15) 伊東紀美代さんは、1969 年に石牟礼道子さんの『苦海浄土』に衝撃を受けたのをきっかけに、石牟礼さんを訪ね、しばらく石牟礼さん宅にお世話になりながら、以後、現在にいたるまで「水俣 ほたるの家」を基盤に患者支援活動をしている。本文のエピソードは『水俣病50年』にある「水俣病50年取材班2006:249」。
- 16) 緒方正人さんの患者運動からみちびき出された深い思索は、広く評価されている。 『常世の舟を漕ぎて:水俣病私史』、『チッソは私であった』などの著書がある「緒方1996、2001]。「本願の会」会員。
- 17) 水俣病センター相思社は、1971年の第一次 訴訟前に、判決後の患者たちが働ける場と して「労働コロニー」の構想が「告発の会」 代表本田啓吉(注1、23参照)と水俣病市 民会議の松本勉氏(注18参照)によって提 起され、その実現に向けて1972年に「水俣 病センター」として具体化された。本田啓 吉・原田正純・谷川健一・宇井純・日吉フ ミコ氏ら12名の設立委員とともに、全国か らの資金カンパによって1974年に「水俣病 センター相思社」として落成した。主に裁 判を支える活動をしていたが、現在では水 俣病の記録を収集・継承していく活動を行 っている 「水俣病センター相思社(編)2004]。 本文中にもあるが、聞き書きも行っている 「水俣病センター相思社(編)2002-2006]。
- 18) 松本勉さんは、1968年、市民による初の支援組織「水俣病対策市民会議」の事務局長であった。当時、松本氏は市職員で、会長は市議の日吉フミコさん。孤立無援だった患者家族を支えた活動は「水俣病市民会議」に名を変えて、現在に至るまで患者支援活動や記録の継承など続けている「松本(他編)2001]。
- 19) この"unlearn"の訳は、上村忠男、太田 好信、本橋哲也の対談に示唆を受けている [上村・太田・本橋 1999]。
- ²⁰⁾ 浜元二徳さんは、両親を劇症型の水俣病で 失い、自身も患者として、第一次訴訟を闘

- う。ミナマタを世界に訴えるために、1972年にはストックホルムで開催された第1回国連人間環境会議に胎児性患者坂本しのぶさんらと出席した。現在、水俣病資料館で「語り部」をされている。最首(編)[1989]などが参考になる。
- 21) じっさいに、水俣病患者家庭互助会の30名はチッソに補償金をもとめたが、チッソは拒否し、知事らの斡旋により1959年に「見舞金契約」という調停案を呑んだ。これは極端に低い見舞金で、これを受け取れば、チッソが原因企業だと今後わかったとしても、補償請求はしないことを確約させるものであった。これにより「水俣病は終わった」とされ、患者の声は封じられた。この見舞金契約は1973年の第一次訴訟判決で「公序良俗に反する」と厳しく非難された。こうした実質的な声の封じ込めと合わせて、さまざまな差別などにより、患者たちは沈黙を余儀なくされた。水俣病50年取材班「2006」にもくわしい。
- 22) 川本輝夫さんは、患者の緒方正人さんらと 患者運動の先頭に立った人で、土本典昭監 督の作品『回想・川本輝夫:ミナマタ井戸 を掘ったひと』[土本 2006(1999)] のタイト ルの通り、患者運動のパイオニアであった。 彼は、認定審査で棄却されたのち、自ら行 政不服審査請求をし、環境庁採決で認定され、その後、自主交渉によってチッソ社長 と相対して交渉を行った。
- 23) 「告発の会」とは、1969年4月、第一次訴訟を前に患者支援のために石牟礼道子さんや高校教師だった本田啓吉さんらによって結成された。「義によって助太刀いたす」と書いた本田さんの言葉が全国の多くの市民や若者を動かした。機関誌『告発』が刊行されていた。本田啓吉先生遺稿・追悼文集刊行会 [2007] に詳しい。
- 24) チッソとの直接交渉は、土本典昭氏による 記録映画『水俣一揆:一生を問う人びと』[土 本 1973] に記録されている。
- 25) 石原吉郎は、1945年にハルピンでソ連軍に 抑留され、1953年に特赦で日本に帰還する までの8年間をシベリアの強制収容所で過ごした。帰還後、その経験を詩、そして散文に表現したが、告発せずに、証言するという姿勢を貫いていた。彼の「沈黙」と「失語」についての論考は、アウシュヴィッツの「回教徒」を理解する上でも非常に興味深い[石原1972、1974]。

- 26) 「もやいなおし」事業とは、1994年に吉井市長(当時)が水俣病犠牲者慰霊式で、行政としてはじめて謝罪のことばを述べたときに使われた。「今日の日を市民みんなが心を寄せ合う『もやい直し』の始まりの日といたします」。舟のロープをくくり直すという意味のもやい直しは、バラバラになった心と心を結びつけるキーワードとして浸透していった[高峰(編)2008:89]。行政では、県と市によって平成2年スタートの「環境創造みなまた推進事業」が、このキーワードと連動して、各種イベントなどを実施している。
- 27) 第一次訴訟判決や、関西訴訟の最高裁判決、 さらに現在、2002年から熊本学園大学で実施されている「水俣学講座」、そして「水俣 学研究センター」への結実など、原田正純 の「水俣学」提唱の具現化されている。「水 俣学」とは、いのちを大切にする学問、バ リアフリーの学問、現代のシステムを変革 する学問、足元の現実に根ざした学問、を 掲げて、水俣に映し出される広範な学問へ の模索と位置づけられる[原田 2004b: 25-26]。
- ²⁸⁾ 土本典昭氏は、記録映画作家で、1970年に 本格的に水俣を撮り始めた。国内外で上映 活動を行い、世界に水俣を発信しつづけて いる。

参照文献

アガンベン、ジョルジョ

2001 『アウシュヴィッツの残りのも の:アルシーヴと証人』上村忠 男・廣石正和訳、月曜社。

アメリー、ジャン

1984 『罪と罰の彼岸』池内紀訳、法 政大学出版局。

石原吉郎

1972 『望郷と海』筑摩書房。

石原吉郎

1974 『海を流れる河』花神社。

石牟礼道子

1972 『苦海浄土:わが水俣病』講談 社文庫。

宇井純

1968 『公害の政治学』三省堂。 上野千鶴子 1998 『ナショナリズムとジェンダー』 青十社。

上村忠男

2001 「解説:証言について」アガンベン、ジョルジョ『アウシュヴィッツの残りのもの:アルシーヴと証人』、上村忠男・廣石正和訳、pp. 233-253、月曜社。

上村忠男·太田好信·本橋哲也

1999「討議:スピヴァクあるいは発話 の場のポリティクス」『現代思想』 vol. 27-1、pp. 42-67、青土社。

内田樹

2003 『ためらいの倫理学:戦争・性・ 物語』角川文庫。

太田好信

1998 『トランスポジションの思想 : 文化人類学の再想像』世界思想 社。

岡 真理

2000 『記憶/物語』岩波書店。

緒方正人語り/辻信一構成

1996 『常世の舟を漕ぎて: 水俣病私史』 世織書房。

緒方正人

2001 『チッソは私であった』葦書房。 緒方正人

2006 「石牟礼道子と水俣」『石牟礼道 子の世界』岩岡中正(編)、 pp. 51-72、弦書房。

岡本達明 · 松崎次夫編

1989-1990 『聞書水俣民衆史 1-5 巻』 草風館。

岡本達明·西村肇

2001 『水俣病の科学』日本評論社。

木野茂・山中由紀

1996 『水俣まんだら: 聞書・不知火海 を離れた水俣病患者』るな書房。

木野茂・山中由紀

2001 『新・水俣まんだら:チッソ水俣 病関西訴訟の患者たち』緑風書房。

栗原彬

2000 「序章: 死者と未生の者のほとり から; 水俣病者が語るというこ と」『証言 水俣病』pp. 2-26、岩

波新書。

栗原彬(編)

2000 『証言 水俣病』岩波新書。

最首悟(編)

1989 『出月私記:浜元二徳語り』新曜社。

シェール、ルネ

1996 『歓待のユートピア: 歓待神礼讃』 安川慶治訳、現代企画室。

スピヴァク、ガヤトリ・G.

1998 『サバルタンは語ることができる か』上村忠男訳、みすず書房。

高橋哲哉

1995 『記憶のエチカ:戦争・哲学・ アウシュヴィッツ』岩波書店。

高橋哲哉

2001 『歴史/修正主義』岩波書店。 高峰武(編)

2008 『熊本学園大学水俣学ブックレット: 水俣病小史』熊本日日新聞。

土本典昭

1973 『水俣一揆: 一生を問う人びと』 (ビデオカセット)、青林舎。

十本典昭

1988 『水俣=語りつぎ2:水俣映画 遍歴 - 記録なければ事実なし』 新曜社。

十本典昭

2006 (1999) 『回想・川本輝夫:ミナマ タ井戸を掘ったひと』(DVD)、シ グロ。

萩原修子

2004 「水俣学へ向けて:水俣病事件に おけるライフヒストリー研究の 再評価」『水俣学研究序説』原田 正純・花田昌宣(編)、pp. 33-81、 日本評論社。

原田正純

1989 『水俣が映す世界』日本評論社。 原田正純

2004 a「第1回:水俣学の開講にあたって」原田正純(編著)『水俣学講義』熊本学園大学社会福祉研究所社会福祉叢書、pp.16-21、日本評論社。

原田正純

2004b 「序章:水俣の教訓から新しい 学問への模索」『水俣学研究序 説』原田正純・花田昌宣(編)、 pp. 11-29. 日本評論社。

原田正純

2006「水俣病と石牟礼道子」『石牟礼道 子の世界』岩岡中正(編)、 pp. 71-107、弦書房。

フェルマン、ショシャナ

1995 『声の回帰:映画『ショアー』 と〈証言〉の時代』上野成利・崎 山政毅・細見和之訳、太田出版。

本田啓吉先生遺稿・追悼文集刊行会 2007 『本田啓吉先生遺稿・追悼文集』 創想舎。

松本勉・上村好男・中原孝矩(編) 2001 『水俣病患者とともに:日吉フミ コ闘いの記録』草風館。

松本勉(編著)

2004 『水銀』碧楽出版。

三島憲一

1995「解説:ドイツ歴史家論争の背景」 『過ぎ去ろうとしない過去:ナチ ズムとドイツ歴史家論争』ハーバ ーマス、J. /ノルテ、E. 他著、徳 永恂・清水多吉・三島憲一・小野 島康雄・辰巳伸知・細見和之訳、 pp. 241-257、人文書院。

水俣病 50 年取材班

2006『水俣病 50 年 : 過去に未来を学ぶ 』西日本新聞社。

水俣病センター相思社 (編)

2004 『もう一つのこの世を目指して: 水俣病センター相思社30年の記録』水俣病センター相思社思社。

水俣病センター相思社(編)

2002-2006 『水俣病を伝える: 豊饒の 浜辺から』(1-4 集) 水俣 病センター相思社。

宮沢信雄

1997 『水俣病事件四十年』葦書房。 ランズマン、クロード 1997 『ショアー』(映画ショアーの解 説)日本ヘラルド映画株式会社。 リオタール、ジャン=フランソワ

1989 『文の抗争』陸井四郎・小野康 夫・外山和子・森田亜紀訳、法 政大学出版局。

レーヴィ. プリーモ

1980 『アウシュヴィッツは終わらない:あるイタリア人生存者の考察』竹山博英訳、朝日新聞社。

レーヴィ、プリーモ

2000 『溺れるものと救われるもの』 竹山博英訳、朝日新聞社。

レヴィナス、エマニュエル

2005 (1971) 『全体性と無限 (上)』 熊野純彦訳、岩波文庫。 (Lévinas,E. Totalité et infini: Essai sur l'extériorité, Martinus Nijihoff.)。

レヴィナス、エマニュエル/ポワリエ、 フランソワ

1991 『暴力と聖性: レヴィナスは語る』 内田樹訳、国文社 (2008 年 5 月 23 日採択決定)